

---

駐車場法に基づく路外駐車場の設置  
に係る届出等の手引き

---

## 1 はじめに

駐車場法（昭和32年 法律第106号）は、自動車駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定め、都市における道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的としております。

特に、路外駐車場につきましては、公共性が高く、中でも大規模なものに関しては、一般公共の用（不特定多数の者の直接の利用）に供する程度が高く、駐車場利用者の安全性と利便性、並びに駐車場利用者の保護を図る必要性から、一定の要件を有する路外駐車場を設置する方は届出等が必要です。

この手引きは、駐車場法、駐車場法施行令、及び駐車場法施行規則の規定に基づき、福山市内における路外駐車場の届出等を説明したものです。

路外駐車場の届出等に際しましては、この手引きをご参照のうえ、届け出ください。

また、建築物の新築又は増築等の場合の駐車施設の附置につきましては、「建築物における駐車施設の附置義務に係る手引き」をご参照ください。

次の法令につきましては、これ以降、以下の用語の例とします。

- 駐車場法                      ・ ・ 以下「法」という。
- 駐車場法施行令            ・ ・ 以下「施行令」という。
- 駐車場法施行規則         ・ ・ 以下「規則」という。

## 2 届出を必要とする路外駐車場 （法第12条）

路外駐車場とは...

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設（土地の区域又は建築物）であって、一般公共の用に供されるもの。

都市計画法第4条第2項の都市計画区域（以下、「都市計画区域」という。）内において設置するもの

自動車の駐車のために供する部分（駐車マス部分）の面積が500㎡以上であるもの

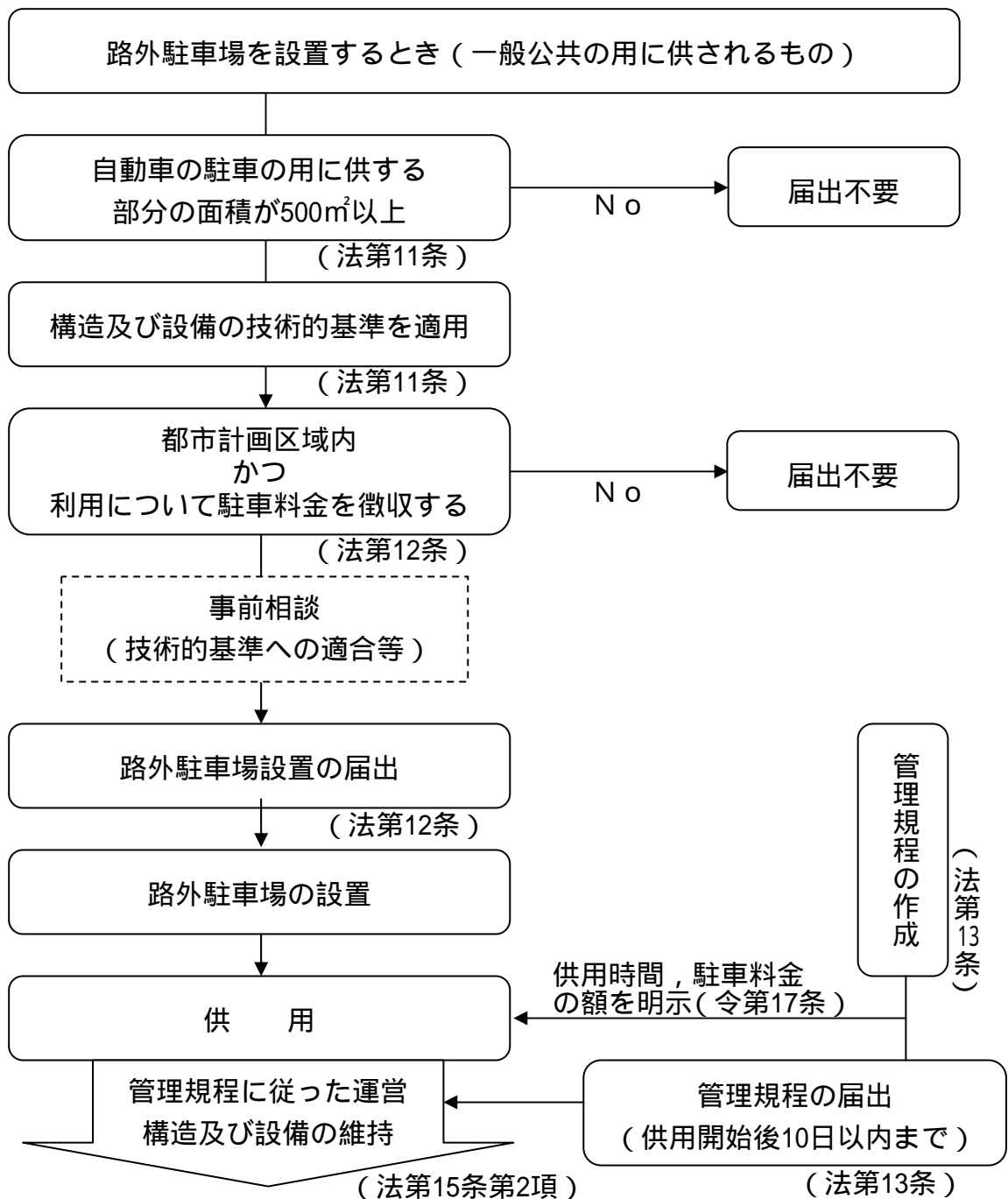
その利用について駐車料金を徴収するもの

月極駐車場や専用駐車場等、特定の自動車の駐車のみ限定される場合は除かれます。

### 3 路外駐車場の設置を届出なければならない者（法第12条）

上記の届出を必要とする路外駐車場を設置する者（以下、「路外駐車場管理者」という。）は、所定の様式に従って駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を福山市長に届け出なければなりません。

### 4 路外駐車場届出のフローチャート



## 5 管理規程の届出等

路外駐車場管理者は、路外駐車場を供用開始しようとするときは、その業務の運営の基本となるべき管理規程を定めるとともに、当該路外駐車場の供用開始後10日以内に市長に届け出なければなりません（法第13条）。

### 【管理規程で定める事項】

路外駐車場の名称

路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

路外駐車場の供用時間に関する事項

\* 休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了の時刻（規則第3条第1項）

駐車料金に関する事項

政令で定める駐車料金の額の基準（施行令第16条）に従って、確定額をもって定めなければならないことになっております（規則第3条第2項）。

路外駐車場の供用契約に関する事項

\* 路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むもの（規則第3条第3項）

路外駐車場の構造上駐車することができない自動車（規則第4条）

路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売，自動車の修理その他の業務の概要（規則第4条）

管理規程の変更の届出（法第13条第4項）

管理規程に定めた事項を変更したときは、10日以内に市長に届け出なければなりません。

供用時間及び駐車料金の額の明示（施行令第17条）

路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、供用時間及び駐車料金の額を明示することが必要です。

路外駐車場管理者の責務（法第15条・法第16条）

路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り、路外駐車場の供用を拒むことはできません。

管理規程に従って路外駐車場に関する業務を運営するとともに、路外駐車場の構造及び設備を法第11条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合するよう維持しなければなりません。

路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免れることはできません。

## 6 路外駐車場の休止・廃止等の届出（法第14条）

### 【休止・廃止の届出】

路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、10日以内に、所定の様式に従って市長に届け出なければなりません。

### 【再開の届出】

休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも、10日以内に、市長に届け出なければなりません。

## 7 立入検査等（法第18条）

必要限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求めることがあります。

路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくはその業務に関し検査することがあります。

## 8 是正命令（法第19条）

路外駐車場の構造及び設備が法第11条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。

路外駐車場の構造及び設備が利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることがあります。

## 9 罰則

市長の是正命令に従わなかった場合には、100万円以下の罰金に処せられます。

（法第21条）

路外駐車場の設置の届出及び変更の届出、管理規程の届出及び変更の届出、休止等の届出に違反した場合には、50万円以下の罰金に処せられます。（法第22条）

市長への報告を行わなかったり、虚偽の報告をした場合、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、20万円以下の罰金に処せられます。（法第23条）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、上記の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても上記の罰金に処せられます。（法第24条）

## 路外駐車場の届出書

名称	内 容	関連条文
路外駐車場設置 (変更)届出書	国土交通省令で定める様式による路外駐車場の位置・規模・構造・設備その他必要な事項の届出	法第12条 規則第2条

## 路外駐車場の届出書への添付図面（法第12条・規則第2条）

図 面	内 容	備 考
位置図	路外駐車場の位置を表示した地形図	縮尺 1 / 10,000以上
平面図	次の事項を表示した平面図 路外駐車場の区域 路外駐車場の自動車の出口及び入口，自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。） 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の同法施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋	縮尺 1 / 200以上
平面図・立面図・断面図	建物である路外駐車場にあっては，各階平面図並びに2面以上の立面図及び断面図	縮尺 1 / 200以上

変更の届出書に添える図面は，変更しようとする事項に係る図面のみとします。

## 路外駐車場管理規程の届出書

名称	内 容	関連条文
路外駐車場管理規程(変更)届出書	福山市で定める様式による路外駐車場の名称・位置・供用開始日・管理規程その他必要な事項の届出	法第13条 規則第3条

## 路外駐車場の休止・廃止等の届出書

名称	内 容	備 考
路外駐車場廃止 (休止・再開) 届出書	福山市で定める様式による路外駐車場の名称・位置その他必要な事項の届出	法第14条

提出部数                      各種届出書及び添付図面                      各 2 部